

# 筑西市等公平委員会の運営等に関する規則

平成 17 年 7 月 1 日

公平委員会規則第 1 号

## 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 委員(第 2 条—第 7 条)
- 第 3 章 会議(第 8 条—第 15 条)
- 第 4 章 委員長の職務権限(第 16 条・第 17 条)
- 第 5 章 事務職員(第 18 条—第 20 条)
- 第 6 章 公印・文書・公告式(第 21 条—第 23 条)
- 附則

## 第 1 章 総則

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、筑西市等公平委員会規約(昭和 43 年公平委員会規約第 1 号)第 8 条の規定に基づき、筑西市等公平委員会(以下「公平委員会」という。)の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 章 委員

### (委員長の選挙)

第 2 条 筑西市等公平委員会委員長(以下「委員長」という。)の選挙は、無記名投票によって行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。この場合において、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。

2 前項の選挙について、筑西市等公平委員会委員(以下「委員」という。)の中に異議がないときは、指名推せんの方法を用いることができる。

3 公平委員会は、委員長が選挙されたときは、その住所及び氏名を告示しなければならない。

### (委員長の任期等)

第 3 条 委員長の任期は、委員の任期による。

2 委員長が委員又は委員長の職を辞したときその他委員長が欠けたときは、速やかに委員長の選挙を行わなければならない。

(委員長の代理)

第4条 委員長は、あらかじめ委員長の職務を代理する委員を指定しなければならない。

(委員及び委員長の辞任)

第5条 委員が辞任しようとするときは、辞任願を委員長に提出しなければならない。

2 委員長の辞任願は、委員長の職務を代理する委員に提出しなければならない。

(委員の選任等の告示)

第6条 委員が選任されたとき又は罷免されたとき若しくはその職を失ったときは、公平委員会は、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(関係団体の長への通知)

第7条 第2条、第4条及び第5条の規定による事項については、公平委員会を共同設置する地方公共団体の長に通知するものとする。

### 第3章 会議

(会議の招集)

第8条 公平委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。委員2人から会議に付議すべき事件を示して会議の招集の請求があったときは、委員長はこれを招集しなければならない。

2 前項の招集は、開会の日前3日までに会議に付すべき事件並びに会議の日時及び場所を付記して告示し、及び委員に告知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(会議の欠席届出)

第9条 委員は、会議に出席することができないときは、委員長にその旨を届け出なければならない。

(議事の公開)

第10条 会議の議事は、出席委員の過半数の同意によって公開することができる。

(説明の聴取)

第11条 公平委員会は、必要と認めるときは、任命権者又は関係職員の出頭を求めてその説明を聴取することができる。

(傍聴人の制止又は退場)

第12条 委員長は、傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等、会議が妨害されると認めるときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 傍聴席が騒がしいときは、委員長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

(委員の言論の制限)

第13条 公平委員会においては、委員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

(事務職員の出席等)

第14条 事務職員は、委員長の命を受けて議事日程を作成し、及び会議に出席する。

(議事録)

第15条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第11条第3項の議事録は、委員長の命を受けて事務職員が作成する。

2 議事録には、委員長及び委員全員が署名しなければならない。

#### 第4章 委員長の職務権限

(委員長の担当事務)

第16条 委員長の担任する事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 公平委員会の議決すべき事件につき、その議案を提出すること。
- (2) 公平委員会の議決事項を執行すること。
- (3) 公印及び書類の保管に関すること。
- (4) 事務職員の服務に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか委員会の庶務に関すること。

(委員長の専決処分)

第17条 公平委員会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、委員長がこれを専決処分することができる。

#### 第5章 事務職員

(職務)

第18条 事務職員は、委員長の命を受け、公平委員会の庶務に従事する。

(事務分掌)

第19条 事務職員の主な分掌事務は、次に掲げるところによる。

- (1) 公平委員会委員に関すること。

- (2) 公印の管理に関する事。
- (3) 令達の調製及び公告式に関する事。
- (4) 文書の収受発送及び保存に関する事。
- (5) 情報公開及び個人情報保護に関する事。
- (6) 予算の経理及び物品の保管整理に関する事。
- (7) 公平委員会の運営に関する事。
- (8) 公平委員会の一般庶務に関する事。

(服務等)

第 20 条 事務職員の服務等については、筑西市の職員の例による。

#### 第 6 章 公印・文書・公告式

(公印)

第 21 条 公印の名称、寸法、ひな型等は、別表のとおりとする。

(文書の取扱い)

第 22 条 公平委員会における起案文書の作成その他文書の取扱いは、別に定めがあるものを除き、筑西市文書取扱規則(平成 17 年市規則第 12 号)に定める例による。

(公告式)

第 23 条 公平委員会の定める規則等の公表及び告示等の公示については、筑西市公告式条例(平成 17 年条例第 14 号)及び筑西市公告式規則(平成 17 年市規則第 9 号)に定める例による。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(旧規則の廃止)

2 下館市ほか四カ町村及び一部事務組合等公平委員会の組織及び運営等に関する規則(昭和 44 年公平委員会規則第 1 号)は、廃止する。

別表 (省略)